

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 三浦 正臣

1 日 時

令和2年11月30日（月） 午前10時32分から
午前10時38分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

三浦正臣、後藤慎太郎、古手川正治、嶋幸一、浦野英樹、羽野武男、荒金信生

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

守永信幸

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 和田雅晴 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

(1) 第115号議案については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	富高德己
政策調査課調査広報班	主事	麻生ちひろ

総務企画委員会次第

日時：令和2年11月30日（月）本会議休憩中

場所：第4委員会室

1 開 会

2 総務部関係

(1) 付託案件の審査

第115号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正について

(2) その他

3 閉 会

会議の概要及び結果

三浦委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日は委員外議員として、守永議員が出席しています。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案1件です。

それでは、第115号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

渡辺人事課長 第115号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明します。

議案書は14ページからですが、お手元の総務企画委員会資料で説明します。資料の1ページを御覧ください。

まず、項目1の職員の給与に関する条例の一部改正です。

給与改定については、人事委員会が毎年、地方公務員法の趣旨を踏まえ、民間の給与と県職員の給与の水準を比較し、その上で国や他県の動向等も考慮しながら勧告を行っています。今年は、月例給については、公民較差が極めて小さくほぼ均衡していたため据置きとなりましたが、期末・勤勉手当については、県職員が民間を上回っている状況があったということで、人事委員会から期末手当を年間0.05月分引き下げるよう勧告を受けましたので、その勧告を尊重し、給与改定を行うものです。

なお、令和2年6月期については既に支給されていますので、令和2年12月期の支給割合を0.05月分引き下げ、一般職員については現行1.3月から1.25月とし、部次長級に相当する特定管理職員については、現行1.1月から1.05月とするものです。

また、令和3年度以降については、支給月数

を6月期、12月期ともに期末手当の支給割合が均等になるよう、一般職員は1.275月、特定管理職員は1.075月に改正するものです。

次に、項目2の任期付職員、項目3の任期付研究員の給与改定です。

項目2、項目3とも、人事委員会勧告に基づき、期末手当の年間支給割合を0.05月分引き下げるものです。

具体的には、令和2年12月期の支給割合を現行1.7月から1.65月とし、令和3年度以降の支給割合を、6月期、12月期ともに1.675月とするものです。

次に、説明資料の2ページをお開きください。

項目4の特別職の常勤職員、項目5の県議会議員の期末手当の改正についてです。

特別職の常勤職員の給与及び県議会議員の議員報酬等については、国の特別職及び指定職並びに本県の一般職の改定状況を考慮して、期末手当の年間支給割合を0.05月分引き下げるものです。

具体的には、令和2年12月期の支給割合を現行1.7月から1.65月とし、令和3年度以降の支給割合を、6月期、12月期ともに1.675月とするものです。

以上のほか、施行期日に関する附則を記載しています。施行期日についてですが、公布日での施行としたいと考えています。

なお、第2条など、令和3年度以降に支給される期末手当の支給割合の改定に係る規定については、令和3年4月1日から施行したいと考えています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

羽野委員 会計年度任用職員は項目2に入るんですか。

渡辺人事課長 会計年度任用職員については、

ここには出ていなくて、会計年度任用職員の条例の中で常勤職員に準ずると規定されています。

今回、一般職の常勤職員の規定が改正されることで、あわせて会計年度任用職員も改正されるということになります。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別にないようですので、これをもって本日の委員会を終わります。

皆さん、お疲れさまでした。